



国分寺市監委告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年度第2回定期監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年5月28日

国分寺市監査委員

川畑 一 良

佐野久美子



国政情収第 1632 号

平成 30 年 5 月 7 日

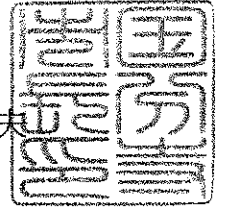


国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

佐 野 久 美 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 28 年度第 2 回定期監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告書の提出について（報告）

平成 29 年 3 月 22 日付け国監発第 43 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成28年度第2回定期監査の結果に関する報告書

(市民生活部)

1 補助金について

平成28年度農業振興事業補助金（前期分）の支払いが平成29年1月、平成28年度国分寺市体育協会補助金の支払いが平成28年度であった。

団体の安定した運営と事業の推進のために、申請後は速やかに補助金を交付されるとともに、必要な場合は団体への指導等を図りたい。（経済課、スポーツ振興課）

(措置内容)

経済課

補助金の交付事務が速やかに行えるように、団体からの意見・要望をふまえて、国分寺市農業振興事業補助金交付規則の一部を改正し、補助事業や事務処理の実態に合わせて補助対象事業の内容や交付手続きに関する規定を改めました。

スポーツ振興課

平成29年度の国分寺市体育協会への補助金につきましては、平成29年5月25日付で補助金等交付申請書を收受し、同年6月15日付けで交付決定しました。

今後も協会からの申請に基づき速やかに補助金の交付を行うとともに、協会からの申請に遅延が生じた場合は指導等を図って参ります。

2 その他

市民活動センターの掲示板・ホームページ利用申請において、登録団体の活動なのか明確でないものがあった。また、参加費や利用料等を徴収する掲示物もあるため、掲示板・ホームページの掲載にあたり基準を検討されたい。利用する登録団体や掲示物により参加する市民等のことを踏まえ掲示内容には留意されたい。(協働コミュニティ課)

(措置内容)

従来、市民活動センターの掲示板については掲示基準がありましたが、ホームページに関する掲載基準がなかったため、「こくぶんじ市民活動センター掲示板 掲示基準」にホームページ掲載に関する内容を追記し、「こくぶんじ市民活動センター掲示板・ホームページ 掲示・掲載基準」として平成29年4月1日付で改定しました。その際に、「登録団体の活動に関するものであること。」は従来明記していましたが、「参加費や会費は、無料または実費程度の『非営利活動として』適正な額であること。」と、『非営利活動として』の部分を追記しました。

掲示・掲載の依頼を受けた際には、従来からも基準に沿っているかどうか確認しておりましたが、監査での御指摘以来、金額が記載されたものについては、その料金の用途についても口頭で確認の上、受け付けを行うことに改めました。

平成 28 年度第 2 回公の施設の指定管理者監査結果に関する報告書

(国分寺市体育施設)

1 スポーツ振興課

協定書の貸与備品等について

協定書に記載されている貸与備品等について廃棄されているが手続きが済んでいない備品があった。また、市が借り受けて貸与している備品について貸与備品等として協定書に記載されていないものがあるが、所有の有無にかかわらず市が指定管理者に貸与している備品等については、その維持補修や管理の責任を明確にして適切に管理されたい。

(措置内容)

廃棄手続きが済んでいない備品につきましては、指定管理者と現地調査を実施し、備品台帳からの削除手続きを実施しました。市が指定管理者に貸与している備品等につきましては、該当備品等を確認のうえ協定書に記載し、また両者の責任範囲を協定書に明記しました。今後これら備品等は適切に管理して参ります。